

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

倉庫業企業年金基金（以下、「当基金」といいます。）は、加入者・待期者・受給者等（以下、「加入者等」といいます。）の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、本プリンシプルにおける全ての原則を受け入れます。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、もっぱら加入者等の利益の増大を図るため運用目的を定め、法令等に基づき「年金資産の運用に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を作成し、運用目的、運用目標、運用方針について定めています。また、この「基本方針」は経済・金融環境等を踏まえて、定期的に見直しを行っています。

また、当基金は資産運用員会を設置し、その諮問を受けた理事会により、意思決定をしております。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保に向けた体制

整備を行い、その知見の充実のため、運用コンサルタント会社や運用委託先等の外部の機関から報告・分析・助言等を受けています。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、受託者責任を果たしながら運用目標の実現を図るため、運用方針に基づき、運用方法の適切な選択、投資先の分散、適切なリスク管理、最適な委託先を選定し、定期的な見直しを含めて、必要な措置を講じます。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、加入者等への説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てていきます。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、加入者等のために運用目標の実現を図るにあたり、委託先である運用受託機関を活用しつつ、企業年金連合会が設置する「企業年金スチュワードシップ推進協議会」に参加し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングについて、協働して「協働モニタリング」を実施することによって、投資先企業の持続的成長に資するよう工夫をしております。

以上